

2022年5月26日

株主各位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル

**セントラル警備保障** 株式会社

代表取締役社長 澤本 尚志

## 第50回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第50回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第50期(2021年3月1日から2022年2月28日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第50期(2021年3月1日から2022年2月28日まで)計算書類報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき25円（普通配当23円、特別配当2円）となりました。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更内容は、後記のとおりであります。

以 上

---

### 配当金のお支払いについて

第50期の期末配当金は、同封の「配当金計算書」をご確認のうえ、「期末配当金領収証」によりお受け取りください。また、口座振替のご指定をいただいた方には、「配当金計算書」及び「配当金のお振込先について」を同封いたしますので、ご確認ください。

定款変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は内容変更を示します)

現行定款	変更後定款
<p>第2条 目的 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 &lt;条文省略&gt;</p> <p>2 警備及び安全に関する調査、出版、広告宣伝に関する業務並びにコンサルティング業務</p> <p>3~13 &lt;条文省略&gt;</p> <p>14 電気通信事業法に基づく第二種電気通信事業</p> <p>15~20 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;新設&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;新設&gt;</p> <p>21 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第13条 招集地 当社の株主総会は、本店所在地及びその隣接地において招集する。</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;新設&gt;</p> <p>第17条 参考書類等のインターネット開示 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;新設&gt;</p>	<p>第2条 目的 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 警備及び安全に関する調査、出版、広告宣伝に関する業務</p> <p>3~13 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>14 電気通信事業法に基づく電気通信事業</p> <p>15~20 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>21 古物営業法に基づく古物販売事業</p> <p>22 前各号に関するコンサルティング業務及び技術指導業務</p> <p>23 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第13条 招集地 当社の株主総会は、原則として本店所在地及びその隣接地において招集する。</p> <p>2 当社の株主総会は、状況により場所の定めのない株主総会とすることができる。</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;削除&gt;</p> <p>第17条 電子提供措置等 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更後定款
<p>附則</p> <p>1. 本定款は、平成28年5月26日に一部改定し、実施する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>附則</p> <p>1. 本定款は、2022年5月26日に一部改定し実施する。</p> <p>2. 定款第13条（招集地）第2項の変更案は、産業競争力強化法及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則第2項は、効力発生日経過後、削除する。</p> <p>3. 現行定款第17条（参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>4. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</p> <p>5. 本附則第3～5項は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日の何れか遅い日後に削除する。</p>